

伊佐市省エネ家電買換支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭におけるエネルギーの利用に伴い発生する温室効果ガスの排出量を削減するとともに、エネルギー価格の高騰に伴う経済的負担を軽減するために、省エネ家電への買換えを行う市民に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則（平成20年伊佐市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「省エネ家電」とは、次に掲げる家庭用電気機械器具であつて、補助金の交付申請の日における日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が当該各号に定める目標年度で100パーセント以上であるものをいう。

- (1) エアコンディショナー 2027年度
- (2) 電気冷蔵庫 2021年度

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請の日に本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が補助金の交付を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象となる省エネ家電)

第4条 補助金の交付の対象となる省エネ家電は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する店舗又は事業所において令和8年8月1日以後に購入したものであること。
- (2) 新品であること。
- (3) 製造事業者による製品保証があること。

- (4) 補助対象者自らが居住する市内の住宅（事業の用に供する部分を除く。）に設置し、使用するものであること。
- (5) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金等の交付を受け、購入するものでないこと。
- (6) 買換えによるものであること。
- (7) リース品又はレンタル品でないこと。
- (8) 転売を目的とした購入でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電の購入及び設置に要する費用とする。ただし、次に掲げる額を除く。

- (1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する伊佐市プレミアム商品券により支払った額に相当する額
- (2) クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額
- (3) 設置に要する費用のうち、一体不可分でない諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料等の額

2 省エネ家電を複数台購入し、及び設置した場合は、それらの購入及び設置に要した費用の合計額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算定した補助金の額については、購入した省エネ家電の数にかかわらず、40,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊佐市省エネ家電買換支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費が確認できる領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの
 - ア 購入日（令和8年8月1日以後の日付であること。）
 - イ 購入店舗等の名称及びその所在地
 - ウ 購入した省エネ家電名及び型番
 - エ 購入費用の合計額及びその内訳

- (2) 製造事業者が発行した保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）（排出者控え）の写し
- (4) 本人確認資料（個人番号カード運転免許証等の写し）
- (5) 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助金等の交付申請書の提出期限は、令和9年1月29日とし、その提出部数は、1部とする。

（交付決定及び交付額の確定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、交付すべき補助金の額を確定したときは、伊佐市省エネ家電買換支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、遅滞なく、申請者に対し、当該補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 関係書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の目的に適合しないとき又は交付決定の際に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第11条 この告示に定める手続については、この告示の規定にかかわらず、電子情報処理組織（当該手続を行う者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）と当該手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

(電磁的記録による作成)

第12条 この告示の規定により作成することとされている書類等（書類その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

伊佐市省エネ家電買換支援補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

伊佐市長 様

補助金の交付を受けたいので、伊佐市省エネ家電買換支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。また、補助金交付に際し、市が住民基本台帳に基づく住民情報を調査することに同意します。

申請者情報	フリガナ氏名	⑩					
	住所	〒895- 伊佐市					
	電話番号（日中連絡のつく番号）	— —					
申請機器情報	省エネ家電	メーカー名		機種型番			
	エアコン・冷蔵庫						
	エアコン・冷蔵庫						
	エアコン・冷蔵庫						
情報	購入店舗等						
	購入日	令和 年 月 日	設置日	令和 年 月 日			
補助額	購入に係る全ての費用			円		(A)	
	購入に要した商品券等の額			円		(B)	
	購入費用から商品券等を差し引いた額 (A)-(B)			円		(C)	
	補助率適用後の額 (C)×1/2			円		(D)	
	(D)から1,000円未満を切り捨てた額			, 000円		(E)	
	補助限度額			40,000円		(F)	
	交付申請（請求）額 ※(E)又は(F)のいずれか少ない金額			円			

補助金の交付を決定した場合、伊佐市からの支払金は、以下の預金口座への振込の方法によりお支払ください。

振込先	金融機関名				金融機関コード				
	支店名				支店コード				
	預金種別	普通・()	口座番号(右詰)						
	口座名義(カタカナ)								

※ 裏面もご記入ください。

誓約事項をご確認いただき、すべての内容に同意のうえ、各項目の□に✓をご記入ください。誓約事項の項目の全てにチェックができない場合は、申請できません。

【誓約事項】

		チェック
1	購入した家電は、以下の省エネ性能を満たしているものである。 ・エアコン 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度） ・電気冷蔵庫 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度）	☐
2	購入した家電は、新品である。（リース品・レンタル品ではない）	☐
3	転売を目的とした購入ではない。	☐
4	購入した家電は、令和8年8月1日から令和9年1月29日までの期間に、伊佐市内に所在する店舗又は事業所で購入したものである。	☐
5	購入した家電は、申請者本人が購入し、自宅に設置したものである	☐
6	購入した家電について、他の補助金等の交付を受けていない。	☐
7	申請日時点において伊佐市に住民票があり、世帯主及び世帯員である。	☐
8	伊佐市省エネ家電買換支援補助金について今回が初めての申請である。	☐
9	暴力団員、暴力団関係者ではない。	☐
10	補助金受領後に、上記各項目の内容と相違が生じた場合又は本補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付を受けた補助金の全額を、市が指定する期日までに返還すること。	☐

【関係書類】

- (1) 補助対象経費が確認できる領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの
 - ア 購入日（令和8年8月1日以後の日付であること。）
 - イ 購入店舗等の名称及びその所在地
 - ウ 購入した省エネ家電名及び型番 エ 購入費用の合計額及びその内訳
- (2) 製造事業者が発行した保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券（排出者控え）の写し
- (4) 本人確認資料（個人番号カード、運転免許証等の写し）
- (5) 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し

第 号
年 月 日

伊佐市省エネ家電買換支援補助金交付決定通知

様

伊佐市長



年 月 日付けで申請のあった省エネ家電買換支援補助金については、伊佐市省エネ家電買換支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

交付決定額及び確定額 金 円